

○東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例施行規則

昭和52年3月15日

東大阪都市清掃施設組合規則第1号

改正 平成2年12月18日規則第1号

平成4年7月1日規則第2号

平成6年3月17日規則第1号

平成6年7月26日規則第3号

平成7年3月14日規則第1号

平成10年3月24日規則第1号

平成26年1月29日規則第1号

令和6年2月6日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、ごみ処理施設の利用に関する条例（昭和52年東大阪都市清掃施設組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設の利用)

第2条 施設を利用できる日時は、次に掲げる日を除き、午前7時30分から午後12時まで及び午後1時から4時まで（土曜日は午前7時30分から午後12時まで及び午後1時から午後3時まで）とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び3日まで並びに12月29日から31日まで

2 管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、利用者の区分に応じて施設を利用できる時間を定めることができる。

(利用許可の申請等)

第3条 条例第2条の規定により許可を受けようとする者は、利用許可申請書（様式第1）を管理者に提出しなければならない。ただし、臨時に利用する者は除くものとする。

2 管理者は、前項の許可をしたときは、利用許可証（様式第2）を交付する。ただし、この期限は2年を超えないものとする。

(利用許可の制限に係る廃棄物)

第4条 条例第3条に規定する管理上支障があると認める廃棄物とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 有害性物質を含むもの

(2) はなはだしい悪臭を発生するもの

(3) 爆発物その他危険性あるもの

- (4) 処理施設を損なうおそれのあるもの
- (5) 焼却困難なもの
- (6) 破砕困難なもの
- (7) その他管理者が指定するもの

(廃棄物の検査)

第5条 管理者は、条例第3条に規定する廃棄物について、随時に検査することができる。

(許可の取消し等)

第6条 条例第4条に規定する許可の取消し又は停止は、利用許可取消書（様式第3）又は利用停止命令書（様式第4）により行なう。

2 許可の取消し等の処分については、管理者が定める。

(手数料の減免)

第7条 条例第7条の規定により、手数料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の世帯から排出する廃棄物を処理する場合 免除
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第Ⅱ8号）が適用された場合で当該災害により被害を受けたことにより排出される廃棄物を処理する場合 免除
- (3) 火災により居住の用に供する住宅に被害を受けた場合で当該住宅に係わる廃棄物を処理する場合 免除
- (4) 東大阪市及び大東市が搬入する一般廃棄物を処理する場合 免除
- (5) 住民団体等が行う地域の清掃活動等により収集された一般廃棄物を処理する場合 免除
- (6) 公益を目的とする事業、又はこれに準ずる事業を営業者その他特に必要があると認めらるるものに限り、一般廃棄物を処理する場合 10キログラムにつき40円を減額

2 前項の規定により手数料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより手数料減免申請書（様式第5）に当該減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して管理者に提出しなければならない。

ただし管理者が特にやむをえないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 前項第1号から第5号までの規定により手数料の減免を受けようとする者
その都度

- (2) 前項第6号の規定により手数料の減免を受けようとする者
第3条第1項の申請を行うとき

3 管理者は手数料の減免を承認したときは、申請者に対して手数料減免承認書（様式第6）を交付するものとする。

(減免の取消し)

第8条 管理者は、条例第4条各号に該当する違反行為をしたときは、減免を取消することができる。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用者は、条例及びこの規則を遵守するとともに廃棄物を飛散し、流出し又は悪臭を放つことがないようにしなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東大阪都市清掃施設組合手数料条例施行規則（昭和40年東大阪都市清掃施設組合規則第5号）は廃止する。

附 則（平成2年12月18日規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月1日規則第2号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月17日規則第1号）

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成6年7月26日規則第3号）

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成7年3月14日規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月6日規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1（第 3 条関係）

様式第 1（第 3 条関係）

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

東大阪都市清掃施設組合
管理者 殿

住 所

氏 名

法人にあっては主たる事務所
の所在地名称、代表者の氏名

東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例第 2 条第 1 項に規定するごみ処理施設利用の許可をうけたく、下記の書類を添付し申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 登録車両明細書
- 3 車検書（写）
- 4 従業員名簿
- 5 戸籍抄本（法人にあっては、定款及び登記簿謄本）
- 6 車庫の付近見取り図
- 7 その他管理者が認める書類

様式第 2 （第 3 条第 2 項関係）

様式第 2 （第 3 条第 2 項関係）

利 用 許 可 書

東大阪都市清掃施設組合指令第 号
年 月 日

住所(所在地)
氏名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日付にて申請のあつた、ごみ処理施設の利用については、東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例第 2 条第 1 項の規定にもとづき、次のとおり許可する。

記

- 1 有効期限 自 年 月 日
至 年 月 日
- 2 廃棄物の種類 一般廃棄物に限る。(粗大ごみを除く)
- 3 許可車両

No	登録(許可)車両番号	ステッカー番号	車 両 自 重

東大阪都市清掃施設組合
管理者 印

施設利用に関する許可条件

1 搬入時間

午前 時 分~午前 時 分まで、及び
午後 時 分~午後 時 分まで。

(但し土曜日を除く)

2 東大阪市・大東市以外のごみを搬入しないこと。

3 条例第3条に規定する管理上支障が認められる廃棄物を搬入しないこと。

(1) 有害性物質を含むもの(プラスチック類・塩ビ等の化学製品)

(2) はなはだしい悪臭を発生するもの

(3) 爆発物、その他危険性のあるもの

(4) 処理施設を損なうおそれのあるもの

(5) 焼却困難なもの、及び不能なもの

(ゴム・土砂・ガレキ等)

(6) その他、管理者が適当でないと認めるもの

4 運搬中のごみ飛散防止のため、シート等で覆いをすること。

5 ごみピット投入後の清掃については必ず行なうこと。

6 申請事項に変更が生じたとき直ちに届けること。

7 許可書を他人に貸与、譲渡しないこと。

8 搬入に際しては職員の指示に従うこと。

9 その他、ごみ処理施設の利用に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。

様式第3（第6条関係）

様式第3（第6条関係）

東清指令 第 号

利 用 許 可 取 消 書

氏 名

住 所

年 月 日付東清指令第 号で許可した
については、東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、次のとおり許可を取り消す。

1 取消事項

2 取消事由

年 月 日

東大阪都市清掃施設組合
管理者 印

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に東大阪都市清掃施設組合管理者に対して異議申立てをすることができる。

様式第 4（第 6 条関係）

様式第 4（第 6 条関係）

東清指令 第 号

利 用 停 止 命 令 書

氏 名

住 所

年 月 日付東清指令第 号で許可した
については、東大阪都市清掃施設組合ごみ処理施設の利用に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり利用の停止を命ずる。

1 停止を命ずる事項

2 停止期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 停止事由

年 月 日

東大阪都市清掃施設組合
管理者 印

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に東大阪都市清掃施設組合管理者に対して異議申立てをすることができる。

様式第 5 （第 7 条第 2 項関係）

様式第 5 （第 7 条第 2 項関係）

手 数 料 減 免 申 請 書

年 月 日

東大阪都市清掃施設組合管理者 殿

住 所

氏 名

印

電 話

法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名

東大阪都市清掃施設組合のごみ処理施設の利用に関する条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理手数料の免除・減額を受けたいので、申請します。

一般廃棄物の種類	
当 該 理 由 (第 7 条第 1 項各号)	(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者の世帯から排出する廃棄物を処理する場合 (2) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された場合で当該災害により被害を受けたことにより排出される廃棄物を処理する場合 (3) 火災により居住の用に供する住宅に被害を受けた場合で当該住宅に係わる廃棄物を処理する場合 (4) 東大阪市及び大東市が搬入する一般廃棄物を処理する場合 (5) 住民団体等が行う地域の清掃活動等により収集された一般廃棄物を処理する場合 (6) 許可業者が、事業者等から排出される一般廃棄物を処理する場合(粗大ごみは除く。) (7) 公益を目的とする事業、又はこれに準ずる事業を営業者その他特に必要があると認めるものに限り、一般廃棄物を処理する場合
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減免の金額	免 除 ・ 減 額 () 円
副申欄	上記の通り相違ないので、減免について副申します。 市長 印

添付書類 減免申請の理由を示す書類

様式第 6（第 7 条第 2 項関係）

様式第 6（第 7 条第 2 項関係）

手 数 料 減 免 承 認 書

住 所

氏 名

年 月 日付申請のあった手数料を次のとおり免除・減額することを承認する。

一般廃棄物の種類	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 の 金 額	免 除 ・ 減 額（ ）円

年 月 日

東大阪都市清掃施設組合
管理者 印